

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるとその翌日)

◇条

例

目次

- 恩給の年額の昭和四十六年改定に関する条例
- 鳥取県水質審議会条例
- 鳥取県農村地域工業導入促進審議会条例
- 鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例
- 鳥取県官吏等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例
- 鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例
- 危険物取扱主任者試験委員に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県工場設置促進条例の一部を改正する条例
- 鳥取県団体営土地改良事業助成条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

条 例

恩給の年額の昭和四十六年改定に関する条例をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十六号

恩給の年額の昭和四十六年改定に関する条例

(昭和三十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第一条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、その年額を、昭和四十六年一月分から同年九月分までにあつてはその年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表第一の仮

定給料年額を、同年十月分以降にあつてはその年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表第二の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第四十号)による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「改正後の年金条例」という。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(昭和三十五年四月一日以後に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第二条 昭和三十五年四月一日以後に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条において同じ。)した県吏員等又はこれらの者の遺族に

給する退職年金又は遺族年金(次項に規定する退職年金又は遺族年金を除く。)については、その年額を、昭和四十六年一月分から同年九月分までにあつては昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に関する条例及び規則(以下「旧給与条例等」という。)が当該官吏員等の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者又はこれらの者の遺族が旧給与条例等の規定により受けるべきであつた退職年金又は遺族年金について恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例(昭和四十年十月鳥取県条例第三十二号)第一条、恩給の年額の昭和四十二年改定に関する条例(昭和四十二年十月鳥取県条例第二十七号)第一条第一項第一号、恩給の年額の昭和四十三年改定に関する条例(昭和四十三年十月鳥取県条例第三十三号)第一条第一項、恩給の年額の昭和四十四年改定に関する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第四号)第一条及び恩給の年額の昭和四十五年改定に関する条例(昭和四十五年十月鳥取県条例第五十号。以下この条において「条例第五十号」という。)第一条の規定を適用したとした場合における恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額(以下この条において「恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額」という。)にそれぞれ対応する別表第一の仮定給料年額を、昭和四十六年十月分以降にあつては恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額にそれぞれ対応する別表第二の仮定給料年額を退職当時の給料年額とみなし、改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 前条の規定は、昭和三十五年四月一日以後に退職した官吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金で、条例第五十号第二条の規定によりその年額を改定されたものの年額の改定について準用する。(昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額の特例)

第三条 昭和二十三年六月三十日以前に退職し、若しくは死亡した官吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金のうち、その基礎在職年に算入されている实在職年の年数が退職年金についての最短期間給年限以上であるものに関する第一条の規定の適用については、同日において恩給年額の計算の基礎となつていた給料年額(以下「旧基礎給料年額」という。)が一、一四〇円以下のものにあつては同条中「別表第二の仮定給料年額」とあるのは「別表第二の仮定給料年額の二段階上位の仮定給料年額」とし、旧基礎給料年額が一、一四〇円をこえ一、六二〇円以下のものにあつては同条中「別表第二の仮定給料年額」とあるのは「別表第二の仮定給料年額の一段階上位の仮定給料年額」とする。

2 昭和二十二年七月一日から昭和二十三年六月三十日までに退職し、若しくは死亡した官吏員等又はその遺族に給する退職年金又は遺族年金でその旧基礎給料年額が、当該官吏員等が昭和二十二年六月三十日に退職したものとした場合における旧基礎給料年額に相当する旧昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第一号)別表の上欄に掲げる旧基礎給料年額の一段階上位の同表の旧基礎給料年額をこえることとなるものに関する前項の規定の適用については、当該一段階上位の旧基礎給料年額を当該退職年金又は遺族年金の旧基礎給料年額とみなす。

3 前項に規定する退職年金又は遺族年金に関する第一条の規定の適用については、同条中「同年十月分以降にあつてはその年額の計算の基礎となつてゐる給料年額」とあるのは、「同年十月分以降にあつては第三条第二項の規定により同条第一項の規定の適用について退職年金又は遺族年金の旧基礎給料年額とみなされた旧基礎給料年額に基づき算出した退

職年金又は遺族年金について恩給年額の改定に関する条例及び規則(旧昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第一号)第三項の規定を除く。)を適用したとした場合に受けるべき退職年金又は遺族年金の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額」とする。

4 前三項の規定は、第二項に規定する退職年金又は遺族年金のうち、前三項の規定を適用した場合において改定年額となるべき額が、これらの規定を適用しないとした場合において改定年額となるべき額に達しないときにおける当該退職年金又は遺族年金については、適用しない。

5 第一項から前項までの規定は、恩給年額の計算の基礎となつた給料と恩給法(大正十二年法律第四十八号)上の公務員若しくはこれに準ずる者又は他の都道府県(これに準ずるものを含む。)の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されていた者であつて、恩給年額の計算の基礎となつた給料の額が、これらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては適用しない。

(職権改定)

第四条 この条例の規定による恩給年額の改定は、第二条第一項の規定によるものを除き、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年十月一日から適用する。

別表第一

| 恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額 | 仮定給料年額 |
|----------------------|---------|
| 一六二、五〇〇 | 一六五、八〇〇 |
| 一六六、九〇〇 | 一七〇、四〇〇 |
| 一七〇、八〇〇 | 一七四、四〇〇 |
| 一七六、四〇〇 | 一八〇、〇〇〇 |
| 一七九、七〇〇 | 一八三、四〇〇 |
| 一八六、〇〇〇 | 一八九、八〇〇 |
| 一九五、〇〇〇 | 一九九、〇〇〇 |
| 二〇四、五〇〇 | 二〇八、七〇〇 |
| 二一三、七〇〇 | 二一八、一〇〇 |
| 二二三、三〇〇 | 二二七、九〇〇 |
| 二三二、六〇〇 | 二三七、四〇〇 |
| 二四二、一〇〇 | 二四七、一〇〇 |
| 二四八、二〇〇 | 二五三、三〇〇 |
| 二五四、一〇〇 | 二五九、四〇〇 |
| 二六一、一〇〇 | 二六六、五〇〇 |
| 二七一、〇〇〇 | 二七六、六〇〇 |
| 二七九、四〇〇 | 二八五、二〇〇 |
| 二八七、四〇〇 | 二九三、四〇〇 |
| 二九七、〇〇〇 | 三〇三、一〇〇 |
| 三〇六、八〇〇 | 三一三、一〇〇 |
| 三一七、三〇〇 | 三二三、九〇〇 |
| 三二八、〇〇〇 | 三三四、八〇〇 |

三三一、四〇〇
 三四九、六〇〇
 三六〇、六〇〇
 三七一、二〇〇
 三九二、四〇〇
 三九七、九〇〇
 四一四、〇〇〇
 四三五、五〇〇
 四五九、四〇〇
 四七一、四〇〇
 四八三、〇〇〇
 四九九、七〇〇
 五〇九、三〇〇
 五三七、六〇〇
 五五一、六〇〇
 五六六、二〇〇
 五九四、四〇〇
 六二二、九〇〇
 六三〇、三〇〇
 六五三、八〇〇
 六八七、二〇〇
 七二〇、三〇〇
 七四〇、七〇〇
 七六〇、七〇〇

三四八、四〇〇
 三五六、九〇〇
 三六八、一〇〇
 三七八、八〇〇
 四〇〇、五〇〇
 四〇六、一〇〇
 四二二、六〇〇
 四四四、六〇〇
 四六八、九〇〇
 四八一、二〇〇
 四九三、〇〇〇
 五一〇、〇〇〇
 五一九、八〇〇
 五四八、七〇〇
 五六三、〇〇〇
 五七七、九〇〇
 六〇六、七〇〇
 六三五、八〇〇
 六四三、四〇〇
 六六七、三〇〇
 七〇一、四〇〇
 七三五、二〇〇
 七五六、〇〇〇
 七七六、四〇〇

八〇一、一〇〇
 八四一、五〇〇
 八四九、六〇〇
 八八一、六〇〇
 九二二、一〇〇
 九六二、七〇〇
 一、〇〇二、八〇〇
 一、〇二八、一〇〇
 一、〇五五、二〇〇
 一、一〇七、三〇〇
 一、一五九、九〇〇
 一、一八六、四〇〇
 一、二二二、〇〇〇
 一、二六四、二〇〇
 一、二八八、一〇〇
 一、三一六、四〇〇
 一、三六八、七〇〇
 一、四二五、六〇〇
 一、四五四、九〇〇
 一、四八二、六〇〇
 一、五一一、七〇〇
 一、五三九、八〇〇
 一、五九六、六〇〇
 一、六五三、四〇〇
 一、六八一、五〇〇

八一七、六〇〇
 八五八、九〇〇
 八六七、一〇〇
 八九九、九〇〇
 九四一、二〇〇
 九八二、六〇〇
 一、〇二三、五〇〇
 一、〇四九、四〇〇
 一、〇七七、〇〇〇
 一、一三〇、二〇〇
 一、一八三、九〇〇
 一、二一〇、九〇〇
 一、二三七、一〇〇
 一、二九〇、四〇〇
 一、三一四、八〇〇
 一、三四三、七〇〇
 一、三九七、〇〇〇
 一、四五五、一〇〇
 一、四八五、〇〇〇
 一、五一三、三〇〇
 一、五四三、〇〇〇
 一、五七一、六〇〇
 一、六二九、六〇〇
 一、六八七、六〇〇
 一、七一九、三〇〇

別表第二

一、七二〇、四〇〇

一、七四五、八〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が一六二、五〇〇円未満の場合又は一、七二〇、四〇〇円をこえる場合においては、その年額に百分の百二・〇七を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるとすればこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

| 恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額 | 仮定給料年額 |
|----------------------|---------|
| 一六二、五〇〇 | 一七九、七〇〇 |
| 一六六、九〇〇 | 一八四、七〇〇 |
| 一七〇、八〇〇 | 一八九、〇〇〇 |
| 一七六、四〇〇 | 一九五、一〇〇 |
| 一七九、七〇〇 | 一九八、八〇〇 |
| 一八六、〇〇〇 | 二〇五、七〇〇 |
| 一九五、〇〇〇 | 二一五、七〇〇 |
| 二〇四、五〇〇 | 二二六、二〇〇 |
| 二一三、七〇〇 | 二三六、四〇〇 |
| 二二三、三〇〇 | 二四七、〇〇〇 |
| 二三二、六〇〇 | 二五七、三〇〇 |
| 二四二、一〇〇 | 二六七、九〇〇 |

二四八、二〇〇
 二五四、一〇〇
 二六一、一〇〇
 二七一、〇〇〇
 二七九、四〇〇
 二八七、四〇〇
 二九七、〇〇〇
 三〇六、八〇〇
 三一七、三〇〇
 三二八、〇〇〇
 三四一、四〇〇
 三四九、六〇〇
 三六〇、六〇〇
 三七一、二〇〇
 三九二、四〇〇
 三九七、九〇〇
 四一四、〇〇〇
 四三五、五〇〇
 四五九、四〇〇
 四七一、四〇〇
 四八三、〇〇〇
 四九九、七〇〇
 五〇九、三〇〇
 五三七、六〇〇
 五五一、六〇〇

二七四、六〇〇
 二八一、二〇〇
 二八八、九〇〇
 二九九、八〇〇
 三〇九、二〇〇
 三一八、〇〇〇
 三二八、六〇〇
 三三九、四〇〇
 三五一、一〇〇
 三六二、九〇〇
 三七七、七〇〇
 三八六、九〇〇
 三九九、〇〇〇
 四一〇、六〇〇
 四三四、一〇〇
 四四〇、二〇〇
 四五八、一〇〇
 四八一、九〇〇
 五〇八、三〇〇
 五二一、六〇〇
 五三四、四〇〇
 五五二、八〇〇
 五六三、五〇〇
 五九四、八〇〇
 六一〇、三〇〇

五六六、二〇〇
 五九四、四〇〇
 六二二、九〇〇
 六三〇、三〇〇
 六五三、八〇〇
 六八七、二〇〇
 七二〇、三〇〇
 七四〇、七〇〇
 七六〇、七〇〇
 八〇一、一〇〇
 八四一、五〇〇
 八四九、六〇〇
 八八一、六〇〇
 九二二、一〇〇
 九六二、七〇〇
 一、〇〇二、八〇〇
 一、〇二八、一〇〇
 一、〇五五、二〇〇
 一、一〇七、三〇〇
 一、一五九、九〇〇
 一、一八六、四〇〇
 一、二二二、〇〇〇
 一、二六四、二〇〇
 一、二八八、一〇〇

六二六、四〇〇
 六五七、七〇〇
 六八九、二〇〇
 六九七、四〇〇
 七二三、四〇〇
 七六〇、三〇〇
 七九七、〇〇〇
 八一九、五〇〇
 八四一、六〇〇
 八八六、三〇〇
 九三一、〇〇〇
 九三九、九〇〇
 九七五、五〇〇
 一、〇二〇、三〇〇
 一、〇六五、一〇〇
 一、一〇九、五〇〇
 一、一三七、五〇〇
 一、一六七、五〇〇
 一、二二五、一〇〇
 一、二八三、三〇〇
 一、三一二、六〇〇
 一、三四一、〇〇〇
 一、三九八、八〇〇
 一、四二五、二〇〇

| | |
|-----------|-----------|
| 一、三一六、四〇〇 | 一、四五六、六〇〇 |
| 一、三六八、七〇〇 | 一、五一四、三〇〇 |
| 一、四二五、六〇〇 | 一、五七七、三〇〇 |
| 一、四五四、九〇〇 | 一、六〇九、七〇〇 |
| 一、四八二、六〇〇 | 一、六四〇、四〇〇 |
| 一、五一一、七〇〇 | 一、六七二、六〇〇 |
| 一、五三九、八〇〇 | 一、七〇三、六〇〇 |
| 一、五九六、六〇〇 | 一、七六六、五〇〇 |
| 一、六五三、四〇〇 | 一、八二九、四〇〇 |
| 一、六八一、五〇〇 | 一、八六〇、五〇〇 |
| 一、七一〇、四〇〇 | 一、八九二、四〇〇 |

恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が一六二、五〇〇円未満の場合又は一、七一〇、四〇〇円をこえる場合においては、その年額に百分の百十・六四を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

鳥取県水質審議会条例をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石

破

二

朗

鳥取県条例第三十七号

鳥取県水質審議会条例

(目的)

第一条 この条例は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二十一条第四項の規定に基づき、鳥取県水質審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 県議会議員

二 学識経験者

三 関係行政機関の職員

四 県の職員

3 前項第三号に掲げる者のうちから任命される委員には、県の区域を管轄区域とする地方農政局、通商産業局及び地方建設局の長その他必要と認められる国の地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員を含まなければならないものとする。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選によ

り定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会の運営について準用する。

(専門委員)

第七条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者並びに関係行政機関及び県の職員のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。
4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、厚生部において処理する。

(権則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県農村地域工業導入促進審議会条例をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十八号

鳥取県農村地域工業導入促進審議会条例

(設置)

第一条 農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第十八条第一項の規定に基づき、農村地域工業導入基本計画及び農村地域工業導入実施計画の作成その他農村地域への工業の導入の促進に關する重要事項を調査審議させるため、鳥取県農村地域工業導入促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 県議会議員

二 学識経験者

三 県の職員

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第六条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。
 4 幹事は、審議会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、商工労働部において処理する。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十九号

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県営駐車場の設置及びその管理に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 都市における道路、交通の円滑化を図るため、鳥取県営駐車場(以下「駐車場」という。)を次のとおり設置する。

| 名 | 称 | 位 | 置 |
|------------|---|---|---|
| 鳥取県営万能町駐車場 | 米 | 子 | 市 |

(供用時間)

第三条 駐車場の供用時間は、午前七時から午後八時までとする。

(駐車料金)

第四条 駐車場の利用については、別表に定めるところにより、駐車料金を徴収する。

(管理の委託)

第五条 知事は、鳥取県営万能町駐車場の施設設備の保全及び自動車の保管に関する事務を財団法人米子駐車場公社に委託する。

(規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表

| 区 分 | 金 額 |
|----------------|------------------------|
| 午前七時から午後八時まで | 駐車一回につき駐車時間三〇分までごとに五〇円 |
| 午後八時から翌日午前七時まで | 駐車一回につき二〇〇円 |

備考 回数駐車券を発行する場合は、規則で定めるところにより、一割以内を割り引くものとする。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十月二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二を次のように改める。

第二十三条ノ二 退職年金ハ退職年金年額二十九万円以上ニシテ之ヲ受クル者ノ前年ニ於ケル退職年金外ノ所得ノ年額百四十五万円ヲ超ユルトキハ退職年金年額ト退職年金外ノ所得ノ年額トノ合計額ノ百七十四万円ヲ超ユル金額ノ二割ノ金額ニ相当スル金額ヲ停止ス但シ退職年金ノ支給年額二十九万円ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ退職年金年額ノ二割ヲ超ユルコトナシ

前項ノ退職年金外ノ所得ノ計算及決定並退職年金ノ停止ノ方法ニ付テハ恩給法第五十八条ノ四第二項乃至第五項ノ規定ヲ準用ス

第二十五条ノ七第一項ただし書中「外国政府職員トナル前ノ県吏員等トシテノ在職年又ハ公務員トシテノ在職年ガ退職年金又ハ普通恩給ニ付

テノ最短期恩給年限ニ達シタル者ノ外国政府職員トシテノ在職年月数及」を削り、同条第三項中「第一項」を「鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第四十号以下「条例第四十号」ト謂フ)ニ依ル改正前ノ第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

現役満期、召集解除、解職等ノ事由ニ依リ旧軍人(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)ニ依ル改正前ノ恩給法第二十一条ニ規定スル軍人ヲ謂フ)ヲ退職シ外国政府職員トナリタル者ニシテ外国政府職員トナル為県吏員等ヲ退職シタル者ト同視スベキ事情ニアルモノハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ外国政府職員トナル為県吏員等ヲ退職シタル者ト見做ス

第二十五条ノ十二を第二十五条ノ十四とし、第二十五条ノ十及び第二十五条ノ十一を二条ずつ繰り下げ、第二十五条ノ九中「第二十五条ノ七ノ規定」を「第二十五条ノ七乃至第二十五条ノ九ノ規定」に、「第二十五条ノ七中」を「第二十五条ノ七乃至第二十五条ノ九ノ規定中」に、「同条第一項」を「第二十五条ノ七第一項」に、「同条同項」を「第二十五条ノ七第三項」に改め、同条を第二十五条ノ十一とし、第二十五条ノ八中「前条ノ規定」を「前三条ノ規定」に、「前条中」を「之等ノ規定中」に、「同条第一項」を「第二十五条ノ七第一項」に、「同条同項」を「第二十五条ノ七第三項」に改め、同条を第二十五条ノ十とし、第二十五条ノ七の次に次の二条を加える。

第二十五条ノ八 県吏員等ノ在職年ニ加ヘラルルコトサレテイル外国政府職員トシテノ在職年月数ヲ有スル者ノ中外国政府職員トシテ昭和二十年八月八日迄在職シ同日以後引続キ海外ニアリタル者ノ在職年ノ

計算ニ付テハ外国政府職員トシテノ在職年月数ヲ加ヘタル在職年ニ更ニ当該外国政府職員デナクナリタル日ノ属スル月ノ翌月カラ帰国シタル日ノ属スル月(同月ニ於テ県吏員等又ハ公務員トナリタル場合ニ於テハ其ノ前月)迄ノ期間(未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第二条ニ規定スル未帰還者ト認メラルル期間ニ限ル)ノ年月数ヲ加ヘタルモノニ依ル

第二十五条ノ九 第二十五条ノ四第三項乃至第五項ノ規定ハ条例第四十号ニ依ル改正後ノ第二十五条ノ七又ハ前条ノ規定ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ニ付テ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条ノ四第三項中「モノノ中昭和三十六年九月三十日以前ニ退職シ若クハ死亡シタル者又ハ其ノ遺族ハ同年十月一日」トアルハ「モノ又ハ其ノ遺族ハ昭和四十六年十月一日」ト同条第五項中「昭和三十六年十月」トアルハ「昭和四十六年十月」ト読替ヘル

第二十五条ノ四第六項ノ規定ハ県吏員等トシテノ在職年(外国政府職員トナル前ノ県吏員等トシテノ在職年ヲ除ク)ニ基キ退職一時金又ハ遺族一時金ヲ受ケタル者ガアリタル場合ニ於ケル条例第四十号ニ依ル改正後ノ第二十五条ノ七又ハ前条ノ規定ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ノ年額ニ付テ準用ス

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和三十六年十月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を附則第四条とし、附則第二条の次に次の一条を加える。

(昭和二十三年六月三十日以前から在職していた者についての鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の特例)

第三条 昭和二十三年六月三十日以前から引き続き在職し、同年十二月一日以後退職し、又は死亡した県吏員等で、同年六月三十日に退職したものとすれば、改正後の条例第四十五号第一条に規定する県吏員等に該当することとなるべきであつたものについては、同日に県吏員等を退職し、当日鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例上の他の県吏員等に就職したものとみなし、同条例第十六条の規定を適用するものとする。

2 前項の規定に該当する県吏員等又はその遺族が昭和四十六年九月三十日において現に退職年金又は遺族年金を受けている場合において、同項の規定により昭和二十三年六月三十日に退職したものとみなし、改正後の条例第四十五号その他県吏員等の給与水準の改訂に伴う恩給の額の改定に關して定めた条例及び規則の規定を適用した場合に受けられるべき退職年金又は遺族年金の年額が現に受けている年額をこえることとなるときは、昭和四十六年十月以降、現に受けている退職年金又は遺族年金をこれらの規定を適用した場合の退職年金又は遺族年金に改定する。

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第二十五条ノ八」を「第二十五条ノ十」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年十月一日から適用する。

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十五条ノ七の改正等に伴う経過措置)

第二条 昭和四十六年九月三十日において現に退職年金又は遺族年金を受けている者で、改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「改正後の条例」という。)第二十五条ノ七(同条例第二十五条ノ十及び第二十五条ノ十一において準用する場合を含む。)又は同条例第二十五条ノ八(同条例第二十五条ノ十及び第二十五条ノ十一において準用する場合を含む。)の規定により退職年金の基礎となるべき県吏員等としての在職年の計算において新たに加えられるべき期間を有することとなるものについては、同年十月分以降、その年額を、改正後の条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第三条 昭和四十六年九月三十日以前に給与事由の生じた退職年金及び遺族年金の同年同月分までの年額の計算の基礎となるべき県吏員等としての在職年の計算については、なお従前の例による。

(職権改定)

第四条 この条例の規定による恩給年額の改定は、附則第二条の規定によるものを除き、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

(多額所得による退職年金の停止についての経過措置)

第五条 改正後の条例第二十三条ノ二の規定は、昭和四十六年九月三十日以前に給与事由の生じた退職年金についても適用する。

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十一号

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例

鳥取県消防顕彰金条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五十万円以上二百万円以下」を「百万円以上三百万円以下」に改め、同条第三項中「二十万円以上三百万円以下」を「四十万円以上三百万円以下」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

危険物取扱主任者試験委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十二号

危険物取扱主任者試験委員に関する条例の一部を改正する条例

危険物取扱主任者試験委員に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例)

例第四十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「主任」を削る。

第一条中「第十六条の第二項の規定に基き、危険物取扱主任者試験委員」を「第十三条の四第二項の規定に基き、危険物取扱者試験委員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に危険物取扱主任者試験委員である者は、改正後の危険物取扱者試験委員に関する条例第二条第二項の規定によつて危険物取扱者試験委員に委嘱又は任命されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における危険物取扱主任者試験委員としての残任期間に相当する期間とする。

鳥取県工場設置促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十三号

鳥取県工場設置促進条例の一部を改正する条例

鳥取県工場設置促進条例(昭和四十二年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「をこえ、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴つて増加する雇用者(日雇い入れられる者を除く。)の数が十人」を削る。

第五条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

鳥取県団体営土地改良事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十四号

鳥取県団体営土地改良事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県団体営土地改良事業助成条例(昭和四十二年三月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「は場整備事業」の下に「及び水田転換特別対策事業」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

| | | |
|------|-------|------|
| 四十五年 | 上粟島第四 | 米子市彦 |
|------|-------|------|

名町 二四 を

| | | |
|------|-------|--------|
| 四十五年 | 上粟島第四 | 米子市彦名町 |
| 四十六年 | 福守第三 | 倉吉市福守 |
| 四十六年 | 上粟島第五 | 米子市彦名町 |
| 四十六年 | 上粟島第六 | 米子市彦名町 |
| 四十六年 | 面影第一 | 鳥取市大杵 |

に改め、同表の第二種県営住宅の表中 二十八年

| | | | | |
|----|----|----|----|---|
| 二四 | 二二 | 二六 | 二二 | 八 |
|----|----|----|----|---|

ひばりが丘第一 鳥取市浜坂 五四 を 二十八年 ひ

ばりが丘第一 鳥取市浜坂 五二 に、 四十三年 智頭

八頭郡智頭町大字智頭 一〇 を 四十三年 智頭第一

八頭郡智頭町大字智頭 一〇 に、 四十五年 成美

東伯郡赤碓町大字出上 一〇 を

| | |
|------|------|
| 四十五年 | 成美 |
| 四十六年 | 高草 |
| 四十六年 | 智頭第二 |
| 四十六年 | 福守第四 |

東伯郡赤碓町大字出上 一〇

鳥取市古海 二四

八頭郡智頭町大字山根 九

倉吉市福守 九

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二種県営住宅の表のひばりが丘第一団地に関する部分は、公布の日から施行する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十六号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中

| 道場 | |
|------|------------|
| 柔剣道場 | 一時間につき五〇〇円 |
| 補助道場 | 一時間につき一〇〇円 |
| | 一人一月 |
| | 三人 |

| | |
|---------|---------|
| 三〇〇円につき | 一人一日につき |
| 〇〇円につき | 一人一月につき |
| 〇〇円 | 四〇〇円につき |
| | 五〇〇円につき |

を

| 道場 | | |
|------|------|-----|
| 柔剣道場 | 補助道場 | 弓道場 |

| | |
|------------|-------------|
| 一時間につき五〇〇円 | 一人一日につき三〇〇円 |
| 一時間につき一〇〇円 | 一人一月につき三〇〇円 |
| | 一人一日につき四〇〇円 |
| | 一人一月につき四〇〇円 |
| | 一人一日につき五〇〇円 |
| | 一人一月につき五〇〇円 |

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。